

知立市規則第12号

知立市開発等事業に関する手続条例に係る公共施設（公園・緑地）の設置基準規則

（趣旨）

第1条 この規則は、知立市開発等事業に関する手続条例（平成19年知立市条例第12号。以下「条例」という。）第5章に規定する基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「公園施設」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に掲げるものをいう。

（引継ぎできる施設）

第3条 開発等事業で設置される公園等（条例第24条第1号に規定する「公園等」をいう。以下同じ。）のうち、市に引継ぎできる施設は、公園（150平方メートル以上）とする。ただし、市長が認める場合は、緑地を引継ぎすることができる。

（設置できない物件）

第4条 公園等の用地内には、公園施設以外の施設、工作物その他の物件を設けてはならない。ただし、法第7条及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第12条に掲げる占用物件で、市長の同意を得たものについては、この限りでない。

（公園等に接する土地）

第5条 公園等に接する土地は、次に定めるとおりとする。

- (1) 公園等は、1辺以上が公道と接すること。
- (2) 1,000平方メートル以上の公園は、2辺以上が公道に接すること。
- (3) 2,500平方メートル以上の公園は、宅地と接しないこと。

（設置施設）

第6条 公園に設置する施設は、協議による。

2 遊具の設置に際しては、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成14年国都公緑299号）によるものとする。

（公園の地形）

第7条 公園等は、面積の70パーセント以上を平坦地とする。

2 平坦でない部分がある場合は、その部分の平均勾配は15度以内とする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。